

## 熊本市エイズ総合対策推進会議設置要綱

制定	平成 8年 6月 17日	市長決裁
改正	平成 10年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 11年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 14年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 18年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 21年 6月 30日	感染症対策課長決裁
	平成 22年 10月 1日	感染症対策課長決裁
	平成 24年 4月 1日	感染症対策課長決裁
	平成 28年 4月 1日	感染症対策課長決裁
	令和 2年 7月 9日	感染症対策課長決裁
	令和 6年 4月 1日	感染症予防課長決裁

### (設置)

第1条 エイズについての正しい知識の普及啓発の在り方を総合的に検討し、エイズに対する偏見や差別のない「健康と生命（いのち）」を大切にするまちづくりに寄与することを目的として熊本市エイズ総合対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

（会議において意見聴取等をする事項）

第2条 会議は、次の事項について意見を聴き、又は意見交換を行うものとする。

- (1) エイズの正しい知識に関する広報・啓発に関すること。
- (2) エイズ相談及び検査に関すること。
- (3) 関係機関との連絡、調整及び協力に関すること。
- (4) その他この要綱の目的の達成に必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 会議の委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育、青少年団体関係者
- (4) 人権擁護関係者
- (5) 企業・事業所関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) 報道関係者
- (8) ボランティア団体関係者
- (9) その他必要と認める者

（会長及び副会長）

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は2年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、熊本市健康福祉局保健衛生部感染症予防課に置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成8年6月17日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から改正施行する。